



2024年5月17日

各位

会社名 株式会社 ニ フ コ
本社所在地 神奈川県横須賀市光の丘5番3号
コード番号 7988 (東京証券取引所プライム)
代表者名 代表取締役社長 柴尾 雅春
責任者名 取締役専務執行役員 最高財務責任者 矢内 俊樹
(TEL 03-5476-4853)

「特別奨励金スキーム（自己株式処分型）」の導入について

当社は、2024年5月17日、当社の中長期的な株主価値に対する当社グループ従業員（以下、「従業員」といいます。）のモチベーション向上を企図したインセンティブ・プラン（以下、「本スキーム」といいます。）の導入を決定いたしました。

本スキームは「ニフコ従業員持株会」（以下、「持株会」といいます。）を通じて当社の発行する普通株式（以下、「当社株式」といいます。）を持株会の会員（以下、「会員」といいます。）に対し、特別奨励金として付与するもので、持株会に対する第三者割当の方法によるものです。第三者割当につきましては、本日付「第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」をご覧ください。

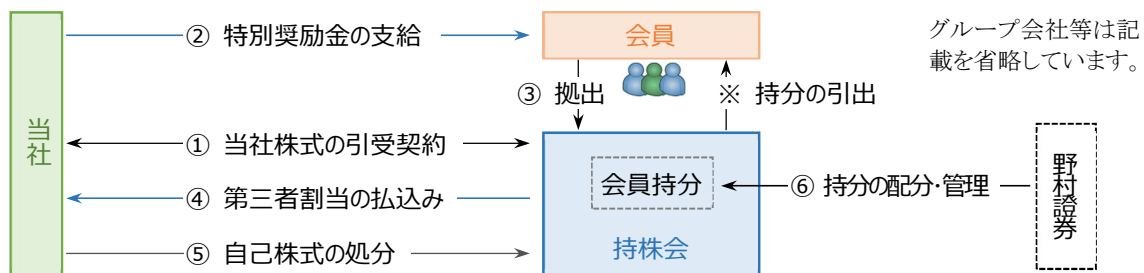
記

1. 本スキームの目的

当社グループは、従業員が当社株式の保有を通じて資産形成を成し、勤労意欲を向上させることを企図して、会員に奨励金を付与しております。今般、この考え方を更に推し進め、対象となる会員に特別奨励金を付与し、当該特別奨励金の拠出をもって持株会に自己株式を割当てることといたします。

本スキームは、従業員の経営参画意識の高揚を図るとともに、当社の中長期的な株主価値に対するモチベーション向上を企図したものです。本日以降、本スキームを契機として、持株会未加入の従業員に加入を促すことで、より多くの従業員が株主の皆様と中長期的な株主価値を共有することにつながると考えております。

2. 本スキームの仕組み



- ① 当社と持株会は、自己株式の処分及び引受けに関する株式引受契約を締結します。
- ② 当社は会員に特別奨励金を支給します。
- ③ 会員は支給された特別奨励金を持株会に拠出します。

- ④ 持株会は会員から拠出された特別奨励金を取りまとめ、第三者割当増資の払込みを行います。
 - ⑤ 当社は持株会に対して自己株式を処分します
 - ⑥ 割当てられた当社株式は、持株会が持株事務を委託している野村證券株式会社を通じて、持株会内の会員持分に配分・管理されます
- ※ 会員は割当てられた当社株式を個人名義の証券口座に任意に引出すことができます。

3. 本スキームにおける当社株式の付与について

当社は、本スキームの導入に伴い、本日開催の取締役会において、現在保有する自己株式 603,468 株（2024 年 3 月 31 日現在）のうち 80,000 株（約 30,896 万円相当 注 1）を持株会へ処分することを決議いたしました。割当先となる持株会の概要は次のとおりです。

- (1) 名称： ニフコ従業員持株会
- (2) 所在地： 東京都港区芝 5 丁目 36 番 7 号
- (3) 理事長： 土屋 務
- (4) 保有株式数： 1,040,775 株（2024 年 3 月 29 日現在）
- (5) 保有比率： 1.03%（発行済株式数に対する比率）

注 1) 2024 年 5 月 16 日の東証プライム市場における当社の普通株式の終値を基準として算出した処分価額をもとに見込額を記載しております。

本自己株式処分は、会員に特別奨励金を付与し、当該特別奨励金の拠出をもって割当予定先である持株会に自己株式を割当てるものです。その発行価額（払込金額）については、本日付「第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」に記載の通り、恣意性を排除した価格とするため、(i) 2024 年 5 月 16 日の東証プライム市場における当社普通株式の終値である 3,862 円と(ii) 2024 年 6 月 20 日の前営業日の東証プライム市場における当社普通株式の終値を比較し、高い方の金額としております。これは、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、本持株会にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

また、当社は金融商品取引法に基づき、有価証券届出書を本日付で提出しております。有価証券届出書に記載しました処分株式数（募集株式数）は、当社グループの全ての従業員が持株会に加入した場合の上限株数を想定しております。持株会は、本日開催予定の持株会理事会の決議を経て、十分な周知期間を設けて従業員に対する入会プロモーションを実施し、持株会への入会希望者を募ります。このため、実際は持株会への加入に至らない従業員もしくは退職退会者などが若干名生じますので、対象者は上限株数の想定より少なくなる可能性があります。また、上述の通り、対象者数が確定した場合の処分株式数（募集株式数）及び処分総額（払込総額）等につきましては、確定次第速やかにお知らせする予定であります。

以上